

仕 様 書

1 業務名

令和6年度 第29号 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知書等作成及び封入封緘等業務

2 業務内容

後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知（以下「通知書」という。）の用紙作成、データ印字（プログラム開発含む。）、厚生労働省チラシ印刷（以下「チラシ」という。）、送付用封筒の作成、封入、封緘、日本郵便株式会社への持込み（ただし、郵送料は発注者が負担する。）を行う。

3 委託期間

契約日から令和7年2月28日まで

4 通知書・チラシの形状

- (1) 通知書・チラシの大きさは、A4判相当とする。
- (2) 通知書・チラシは、送付用封筒に折りたたみ封入し、封緘するものとする（詳細は別途協議）。

5 時期及び件数

送付時期を11月、2月の年2回とし、通知書は、11月に10,243通（令和6年11月29日発送予定）、2月に約25,000通（令和7年2月28日発送予定）を送付する。ただし、2月発送の件数は現時点で把握できず、近年の後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及により大幅に減少する可能性がある。

6 帳票イメージ図

別紙「通知書レイアウト及び出力項目仕様」を参照

7 用紙の紙質

上質55kg以上の白色再生紙とする。

ただし、再生紙の使用が困難な場合、発注者の承諾を得た上で代替品の使用を認める。

8 送付用封筒の形状

(1) 送付用封筒は、窓付定形封筒（宛名窓のみ）とし、再生紙にて作成する。

ただし、再生紙の使用が困難な場合、発注者の承諾を得た上で代替品の使用を認める。

(2) 誤配達、誤開封防止のための表示をすること。

9 印刷色

通知書は、表面 3 色、裏面 4 色とする。

チラシは、表面 3 色、裏面 3 色とする。

封筒は、表面 2 色、裏面 1 色とする（透かし防止対策を講じること）。

10 印刷・印字について

(1) 発注者が提供するデータから必要事項を印刷・印字すること。

(2) 発注者が提供するデータ（郵便番号・住所）からカスタマバーコードを生成し、日本郵便株式会社の料金割引制度を利用できるように印刷すること。

(3) 通知書の印字に使用する外字について

住基ネット統一文字コードに準じた体系の範囲外の外字は、発注者が提供する外字ファイル（TTE ファイル、6,400 文字以内）を使用し、印字できるようにすること。

(4) 前回の処理から外字が新規で追加された場合は、その都度登録して、次回の処理からデータを反映すること。

11 仕分け及び括束

封入処理した封筒を、区分郵便物（3 日程度の送達余裕）の仕様を満たすように仕分けし、括束する。

12 引抜き

発送前に事前の引抜きが必要になった場合、引抜きを行うこと。

13 対象者データ等の保管

発注者が提供するデータは責任をもって保管し、業務完了後速やかに返却すること。

14 チェック体制の確立

通知書の件数については、引き渡し（納品）の際、確認すること。

15 納品物及びその方法

(1) 発注者は、受注者に、対象者データを発送予定日の 20 日前までに提供し、受注者は、

成果物及び後納郵便物差出票を日本郵便株式会社へ発送予定日までに持ち込むこと。ただし、発注者より特別の指示があった場合は、この限りでない。

(2) 区分郵便物（3日程度の送達余裕）としての仕様を満たすこと。

16 委託料の支払

(1) 処理月ごとの実際の成果物の枚数による請求に基づき支払う（円未満切捨て）。

(2) 請求時期は発送予定日から20日以内とし、支払時期は請求書を受理した日から30日以内とする。

(3) プログラム開発費については、1回目の支払に含むこととする。

17 その他

(1) 善良なる管理者の注意を以って良識ある判断に基づき、破損・紛失・盗難等の事故のないように取り扱うこと。

(2) 個人情報を取り扱うため、秘密の保持等には細心の注意を払うこと。また、成果物は個人情報が記載された重要書類であることから、運搬時には、紛失・盗難・破損防止等の措置を講ずること。また、委託業務を実施するに当たり、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定又はISMS (ISO/IEC 27001)の認定、若しくは、これらに準ずる公的な資格の認定を受けていること。

(3) 契約書の内容を遵守すること。特に、再委託は原則禁止であることに鑑み、やむを得ず業務の一部を第三者へ再委託することが必要となる場合は、必ず発注者による書面の承諾を得た上で行うこと。

(4) 件数はあくまで予定件数であり、件数を上回るか又は件数を下回るかのいずれの場合にあっても、単価を変更することなく契約単価にて支払う。

(5) 本仕様書に記載がない事項及び詳細については、発注者、受託者協議のうえ、業務に対処すること。

